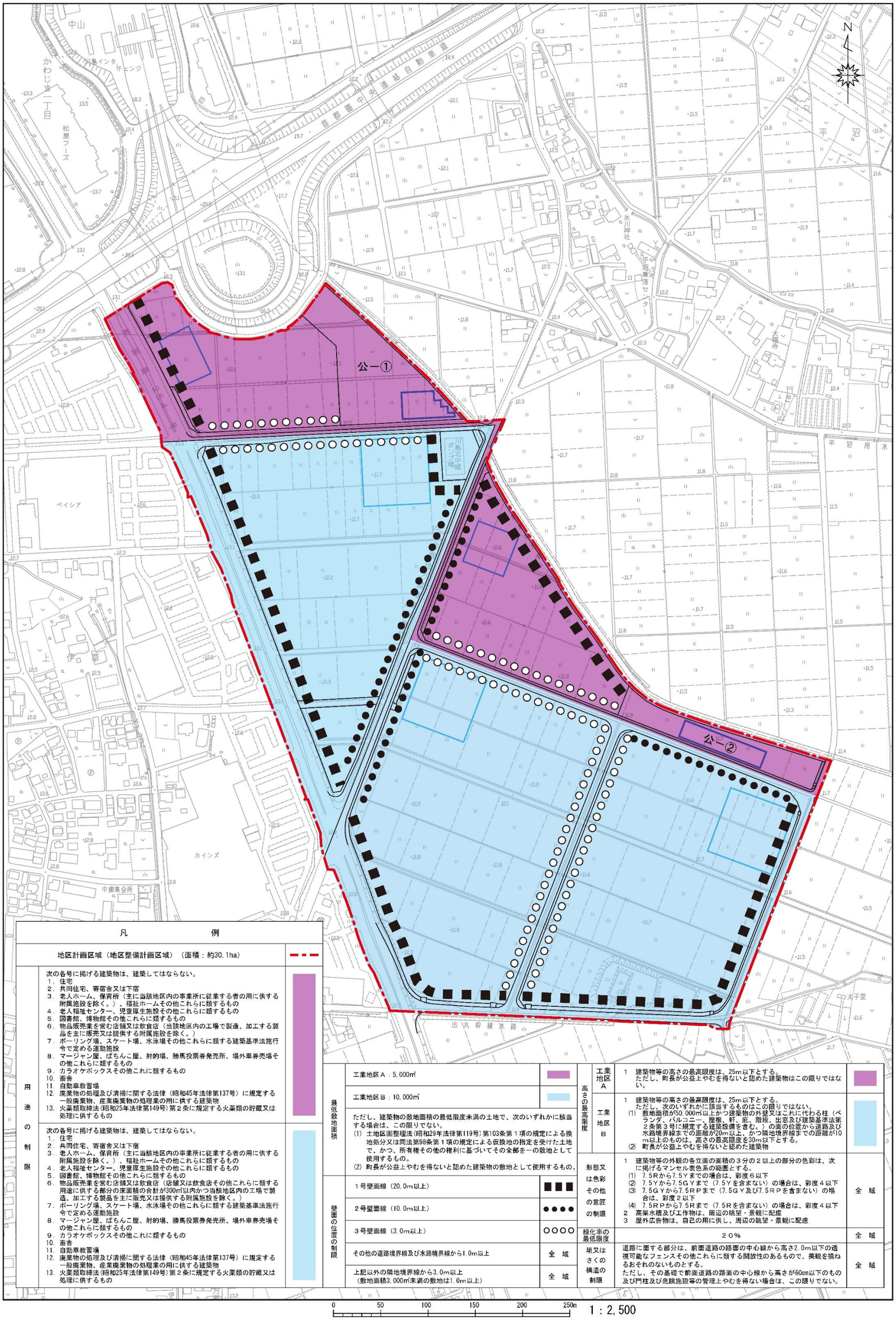
地区整備計画図２



凡　　例	
地区計画区域（地区整備計画区域）（面積：約30.1ha）	
用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1．住宅 2．共同住宅、寄宿舎又は下宿 3．老人ホーム、保育所（主に当該地区内の事業所に従業する者の用に供する附属施設を除く。）、福祉ホームその他これらに類するもの 4．老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 5．図書館、博物館その他これらに類するもの 6．物品販売業を営む店舗又は飲食店（当該地区内の工場で製造、加工する製品を主に販売又は提供する附属施設を除く。） 7．ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令で定める運動施設 8．マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9．カラオケボックスその他これに類するもの 10．畜舎 11．自動車教習場 12．廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物 13．火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第２条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの
	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1．住宅 2．共同住宅、寄宿舎又は下宿 3．老人ホーム、保育所（主に当該地区内の事業所に従業する者の用に供する附属施設を除く。）、福祉ホームその他これらに類するもの 4．老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 5．図書館、博物館その他これらに類するもの 6．物品販売業を営む店舗又は飲食店（店舗又は飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以内かつ当該地区内の工場で製造、加工する製品を主に販売又は提供する附属施設を除く。） 7．ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令で定める運動施設 8．マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9．カラオケボックスその他これに類するもの 10．畜舎 11．自動車教習場 12．廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物 13．火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第２条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの

最低敷地面積	工業地区Ａ：5,000㎡	
	工業地区Ｂ：10,000㎡	
	ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分又は同法第98条第１項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、かつ、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの。 (2) 町長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの。	
壁面の位置の制限	１号壁面線（20.0m以上）	■■■
	２号壁面線（10.0m以上）	●●●●
	３号壁面線（3.0m以上）	○○○○
	その他の道路境界線及び水路境界線から1.0m以上	全　域
	上記以外の隣地境界線から3.0m以上 （敷地面積3,000㎡未満の敷地は1.0m以上）	全　域

高さの最高限度	工業地区Ａ	１　建築物等の高さの最高限度は、25m以下とする。 ただし、町長が公益上やむを得ないと認めた建築物はこの限りではない。
	工業地区Ｂ	１　建築物等の高さの最高限度は、25m以下とする。 ただし、次のいずれかに該当するものはこの限りではない。 (1) 敷地面積が50,000㎡以上かつ建築物の外壁又はこれに代わる柱（ベランダ、バルコニー、屋根、軒、庇、階段、出窓及び建築基準法第２条第３号に規定する建築設備を含む。）の面の位置から道路及び水路境界線までの距離が20m以上、かつ隣地境界線までの距離が10m以上のものは、高さの最高限度を30m以下とする。 (2) 町長が公益上やむを得ないと認めた建築物
形態又は色彩その他の意匠の制限		１　建築物等の外観の各立面の面積の３分の２以上の部分の色彩は、次に掲げるマンセル表色系の範囲とする。 (1) 7.5Rから7.5Yまでの場合は、彩度６以下 (2) 7.5Yから7.5GYまで（7.5Yを含まない）の場合は、彩度４以下 (3) 7.5GYから7.5RPまで（7.5GY及び7.5RPを含まない）の場合は、彩度２以下 (4) 7.5RPから7.5Rまで（7.5Rを含まない）の場合は、彩度４以下 ２　高架水槽及び工作物は、周辺の眺望・景観に配慮 ３　屋外広告物は、自己の用に供し、周辺の眺望・景観に配慮
緑化率の最低限度		２０％
垣又はさくの構造の制限		道路に面する部分は、前面道路の路面の中心線から高さ2.0m以下の透視可能なフェンスその他これらに類する開放性のあるもので、美観を損ねるおそれのないものとする。 ただし、その基礎で前面道路の路面の中心線から高さが60cm以下のもの及び門柱及び危険施設等の管理上やむを得ない場合は、この限りでない。

高さの最高限度	全　域
形態又は色彩その他の意匠の制限	全　域
緑化率の最低限度	全　域
垣又はさくの構造の制限	全　域